

大総務第10号
令和5年5月30日

大阪市外郭団体評価委員会
委員長 堀野 桂子 様

大阪市総務局長 吉村 公秀
(担当：行政部総務課法人グループ)

報告書

令和5年4月10日付けで大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行要綱（以下「要綱」という。）第13条第6項の規定に基づき大阪市水道局長から株式会社大阪水道総合サービスの変更された中期計画の内容の報告がありましたので、同条第8項の規定に基づき報告します。
なお、要綱第13条第7項の規定に基づく、大阪市総務局長の意見はありません。

(添付資料)

- ・ 中期計画の概要
- ・ 中期計画

【中期計画の概要】

団体名	(株)大阪水道総合サービス	所管所属名	水道局
-----	---------------	-------	-----

1. 当該団体の事業経営を通じて達成しようとする本市の行政目的又は施策の具体的な内容

近畿圏における高い技術力等を有する数少ない水道事業者として、大阪府内をはじめ広く近畿一円の水道事業者である他の市町村からの要請を受けて締結した協定及び技術支援契約に基づき、対価を受けて他の水道事業者に対する技術的な援助や人材の確保及び育成等の支援を行うこと。

中期目標	中期計画
------	------

2. 期間

令和2年4月1日から令和6年3月31日までの4年間	令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間
---------------------------	---------------------------

3. 外郭団体の事業経営の具体的な内容

<p>支援業務を担う人員の確保・養成など他の水道事業者からの支援を安定的かつ継続的に提供することができる体制を強化すること。</p>	<p>(1)近畿一円の水道事業者の支援のための事業活動</p> <p>ア 技術支援事業</p> <p>水道局が協定及び技術支援契約を締結した水道事業者に対して行う技術支援業務の一部を水道局から受託し、実施する。</p> <p>また、多様化する水道事業者からの支援要請に対応するためには、幅広い業務に必要な知識・技術を備えた人材を増やすことが重要なことから、対応する人材が水道局や他の水道事業者の退職者である社員(水道事業者退職者社員)に偏ることがないように、プロパー社員の育成を図ることとし、プロパー社員が従事可能な業務範囲を拡大し、水道事業者への支援を安定的かつ継続的に行える総合的な対応力を有する体制づくりに努める。</p> <p>イ 研修事業</p> <p>水道局が技術支援を目的に近畿一円の水道事業者職員向けに開設している研修講座の一部を水道局から受託し、当社の社員が登録講師となって実施する。</p> <p>実施にあたっては、予定以上の受講希望があった研修については受講枠の拡大に対応するなど、ニーズに応じた研修の実施に努める。</p> <p>また、多様化する水道事業者からの研修ニーズに対応するためには、幅広い分野に対応可能な講師の確保が必要なことから、講師が水道事業者退職者社員に偏ることがないように、プロパー社員を講師として育成し、水道局が開設している全ての研修講座を安定的かつ継続的に担える体制づくりに努める。</p> <p>(2)(1)の事業活動を将来にわたって安定的かつ継続的に行うことができる財政基盤の確保</p> <p>ア及びイの事業活動を将来にわたって安定的かつ継続的に行うために、事業全般で所定の売上及び利益を確保することで、財政基盤の健全性の確保に努める。</p>
--	--

【中期計画の概要】

団体名	(株)大阪水道総合サービス	所管所属名	水道局				
4. 中期目標・計画(期間)における外郭団体の各事業年度の事業経営についての目標							
【指標の例】 ・人員養成・ノウハウの蓄積に関する具体的な実施計画の策定と進行管理 ・支援をした水道事業者数		指標Ⅰ-1	支援要請のあった他の水道事業者と大阪市との間で締結する業務委託契約に基づく支援業務の業務量のうち当社の社員が従事する業務量				
		評価対象期間	令和4年4月1日から令和5年12月31日				
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>別紙に示す5名分の業務量以上</td> <td>別紙に示す8名分の業務量以上</td> </tr> </tbody> </table>	R4	R5	別紙に示す5名分の業務量以上	別紙に示す8名分の業務量以上
R4	R5						
別紙に示す5名分の業務量以上	別紙に示す8名分の業務量以上						
【参考】 行政目的又は施策によって実現しようとする状態を示す指標及び目標(※大阪市)		指標Ⅰ	【技術支援事業】 支援要請のあった他の水道事業者と本市との間で締結する業務委託契約に基づく支援業務の業務量のうち外郭団体の社員が従事する業務量				
目標値	令和4年度:5名分の業務量以上 (令和4年度における業務委託契約に基づく支援業務の総業務量である7名分の業務量の70%以上) 令和5年度:7名分の業務量以上 (令和5年度における業務委託契約に基づく支援業務の想定総業務量である8名分の業務量の80%以上)	指標Ⅰ-2	当社の社員が従事する業務量のうちプロパー社員が従事する業務量				
		評価対象期間	令和4年4月1日から令和5年12月31日				
		目標値	<table border="1"> <thead> <tr> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">/</td> <td>別紙に示す1名分の業務量以上</td> </tr> </tbody> </table>	R4	R5	/	別紙に示す1名分の業務量以上
R4	R5						
/	別紙に示す1名分の業務量以上						
指標Ⅱ	【研修事業】 他の水道事業者からの支援要請に応えるために本市が開設する21の職員向け研修講座のうち外郭団体の社員が登録講師となって派遣される講座数	指標Ⅱ-1	他の水道事業者からの支援要請に応えるために大阪市が開設する21の職員向け研修講座のうち当社が社員を登録講師として派遣する講座数				
		評価対象期間	令和4年4月1日から令和5年12月31日				
		目標値	<table border="1"> <thead> <tr> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>19講座以上 (支援要請に応えるために大阪市が開設する21講座の90%以上、21講座のうち「漏水調査(修繕)・管路保全研修」「配水管工事研修」を除く講座)</td> <td>21講座 (支援要請に応えるために大阪市が開設する21講座の全て)</td> </tr> </tbody> </table>	R4	R5	19講座以上 (支援要請に応えるために大阪市が開設する21講座の90%以上、21講座のうち「漏水調査(修繕)・管路保全研修」「配水管工事研修」を除く講座)	21講座 (支援要請に応えるために大阪市が開設する21講座の全て)
R4	R5						
19講座以上 (支援要請に応えるために大阪市が開設する21講座の90%以上、21講座のうち「漏水調査(修繕)・管路保全研修」「配水管工事研修」を除く講座)	21講座 (支援要請に応えるために大阪市が開設する21講座の全て)						
目標値	令和4年度 19講座以上 (支援要請に応えるために本市が開設する21講座の90%以上) 令和5年度 21講座 (支援要請に応えるために本市が開設する21講座の全て)	指標Ⅱ-2	当社が社員を登録講師として派遣する講座数のうちプロパー社員が実施する講座数				
		評価対象期間	令和4年4月1日から令和5年12月31日				
		目標値	<table border="1"> <thead> <tr> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1講座 「経理・経営分析研修」</td> <td>2講座 「経理・経営分析研修」「浄水管理研修(中級)」</td> </tr> </tbody> </table>	R4	R5	1講座 「経理・経営分析研修」	2講座 「経理・経営分析研修」「浄水管理研修(中級)」
R4	R5						
1講座 「経理・経営分析研修」	2講座 「経理・経営分析研修」「浄水管理研修(中級)」						

【中期計画の概要】

団体名	(株)大阪水道総合サービス	所管所属名	水道局
-----	---------------	-------	-----

5. 「事業経営評価等に関する指針」において中期計画に定めることとした各事業年度の財務運営についての目標						
指標 I	売上高				(指標 I、II の説明)	
目標値	R3	R4	R5			
	15億円以上	17億円以上	18億円以上			【指標】 健全な経営を将来にわたって安定的かつ継続的に行うためには、収入及び利益を確保する必要があることから、本指標を設定した。
指標 II	営業利益率					
目標値	R3	R4	R5			【目標値】 団体の中期経営計画(計画期間:2021(令和3)年度から2023(令和5)年度の3か年)で定めた各年度における目標とした。
	5%以上					

6. 所管所属の見解	
<p>(1) 中期目標の4の(2)のめざす状態を実現するために、団体が設定した目標値が妥当であるか、所管所属の見解</p> <p>【技術支援事業】 中期目標の指標と目標を達成するには、多様化する水道事業者からの支援要請に対応するための業務分野ごとに必要な知識・技術を備えた人材を確保する必要がある。団体が設定した目標と指標は、想定される支援業務と専門分野に対して、必要職種、人員、従事者を明らかにしたものとなっており、また、プロパー社員の育成を図ることを目標としている点でも、水道事業者への支援を安定的かつ継続的に行える総合的な対応力を有する体制づくりに努めることとしており、団体が設定した目標値については、妥当であると考え。</p> <p>【研修事業】 中期目標の指標と目標を達成するには、多様化する研修ニーズに対応するための講師の確保が必要である。団体が設定した目標は、団体が担う講座とその講師を明らかにしたものとなっており、また、プロパー社員の育成を図ることを目標としている点でも、水道局が開設している全ての研修講座を安定的かつ継続的に担える体制づくりに努めることとしており、団体が設定した目標値については、妥当であると考え。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"><p>中期目標の4(2)のめざす状態 (中期目標の期間終了時に、外郭団体の事業経営評価を通じて本市の行政目的等によって実現しようとする状態) 他の水道事業者から本市に対して支援の要請があった場合に、当該外郭団体を通じてその要請にこたえることができる状態</p></div> <p>(2) 「事業経営評価等に関する指針」第3条第3項各号に定める視点に基づき、審査した結果</p> <p>団体の収入は水道事業体からの受託が中心であり、その大半が入札による獲得であることから、常に失注リスクを抱えている。そのため団体は、現行受託業務の継続を確保しつつ、新規業務の獲得にも積極的に取り組むことで一定規模の売上高と利益の確保を継続していく必要があると認識している。したがって、団体の売上高及び営業利益率という目標は、将来にわたって安定的かつ継続的に事業活動を行う財政基盤の確保につながるものとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"><p>事業経営評価等に関する指針第3条第3項第1号 (大阪水道総合サービスが適用される規程) 対象事業活動を将来にわたって安定的かつ継続的に行うことができる財政基盤が確保されているか。</p></div>	

下記に示すものとして、下表のとおり。

ア 技術支援事業

＜令和4年度 支援業務と分野毎の業務量(名分)＞

支援分類	業務名	必要職種	業務量(名分)	従事者
アドバイザー	配水場再構築 基本検討	土木 (土木施設)	1	水道局職員
	配水場更新工事 (施工監理)			
	送水管改良工事 (施工監理)	土木 (大口径管路)	1	水道局職員
	配水場再構築 基本検討	電気	2	当社社員(水道事業者退職者) 当社社員(水道事業者退職者)
	受水場更新工事 (詳細設計)			
	流量計等更新工事 (設計)			
	配水場再構築 基本検討	機械	1	当社社員(水道事業者退職者)
	受水場更新工事 (詳細設計)			
監督支援	配水管工事設計 ・施工監理	土木 (中小口径管路)	2	当社社員(水道事業者退職者) 当社社員(水道事業者退職者)

＜令和5年度 支援業務と分野毎の業務量(名分)＞

支援分類	業務名	必要職種	業務量(名分)	従事者
アドバイザー	配水場再構築 基本設計	土木 (土木施設)	2	水道局職員 <u>水道局職員</u>
	配水場更新工事 詳細設計			
	<u>配水場更新工事</u> (施工監理)			
	配水場再構築 基本設計	電気	1	当社社員(水道事業者退職者)
	<u>配水場更新工事</u> 詳細設計			
	受水場更新工事 (施工監理)			
	受水電動弁更新 基礎検討	機械	2	当社社員(水道事業者退職者) <u>当社社員(水道事業者退職者)</u>
	配水場再構築 基本設計			
	<u>配水場更新工事</u> 詳細設計			
	<u>受水場更新工事</u> (施工監理)			
長期計画	<u>危機管理マニュアル</u>	化学	1	当社社員(水道事業者退職者)
監督支援	配水管工事設計 ・施工監理	土木 (中小口径管路)	3	当社社員(水道事業者退職者) 当社社員(水道事業者退職者) 当社社員(水道事業者退職者)

大阪市水道局の中期目標を達成するための中期計画

株式会社大阪水道総合サービス

1 中期計画の期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間

2 水道局の行政目的又は施策の達成のために当社が求められている役割

(1) 水道局の行政目的又は施策の内容

水道局が、近畿圏における高い技術力等を有する数少ない水道事業者として、大阪府内をはじめ広く近畿一円の水道事業者である他の市町村からの要請を受けて締結した協定及び技術支援契約に基づき、対価を受けて他の水道事業者に対する技術的な援助や人材の確保及び育成等の支援を行うこと。

(2) 水道局が(1)の行政目的又は施策に関し中期目標の期間終了時において実現しようとする状態

中期目標の期間中に支援の要請があった全ての水道事業者との間で協定及び技術支援契約が締結され、技術的な援助や人材の確保及び育成等の支援が行われている状態。

(3) (2)の状態にするために当社が果たすべき役割

水道局が協定及び技術支援契約を締結している全ての水道事業者に対して、水道局と連携しながら、水道事業に係る技術的な援助や人材の確保及び育成等の支援を行うこと。

3 当社が2の役割を果たすために行う事業経営の内容

(1) 近畿一円の水道事業者の支援のための事業活動

ア 技術支援事業

水道局が協定及び技術支援契約を締結した水道事業者に対して行う技術支援業務の一部を水道局から受託し、実施する。

また、多様化する水道事業者からの支援要請に対応するためには、幅広い業務に必要な知識・技術を備えた人材を増やすことが重要なことから、対応する人材が水道局や他の水道事業者の退職者である社員（水道事業者退職者社員）に偏ることがないように、プロパー社員の育成を図ることとし、プロパー社員が従事可能な業務範囲を拡大し、水道事業者への支援を安定的かつ継続的に行える総合的な対応力を有する体制づくりに努める。

イ 研修事業

水道局が技術支援を目的に近畿一円の水道事業者職員向けに開設している研修講座の一部を水道局から受託し、当社の社員が登録講師となって実施する。

実施にあたっては、予定以上の受講希望があった研修については受講枠の拡大に対応するなど、ニーズに応じた研修の実施に努める。

また、多様化する水道事業者からの研修ニーズに対応するためには、幅広い分野に対応可能な講師の確保が必要なことから、講師が水道事業者退職者社員に偏ることがないように、プロパー社員を講師として育成し、水道局が開設している全ての研修講座を安定的かつ継続的に担える体制づくりに努める。

(2) (1) の事業活動を将来にわたって安定的かつ継続的に行うことができる財政基盤の確保

ア及びイの事業活動を将来にわたって安定的かつ継続的に行うために、事業全般で所定の売上及び利益を確保することで、財政基盤の健全性の確保に努める。

4 3の事業経営に関する指標・目標

(1) 近畿一円の水道事業者の支援のための事業活動に関する指標・目標

ア 技術支援事業

(中期計画における指標・目標)

指標 1

・ 支援要請のあった他の水道事業者と大阪市との間で締結する業務委託契約に基づく支援業務の業務量のうち当社の社員が従事する業務量

目標 1

- ・ 令和4年度：下記に示す5名分の業務量以上
(令和4年度における業務委託契約に基づく支援業務の総業務量である7名分の業務量の70%以上)
- ・ 令和5年度：下記に示す8名分の業務量以上
(令和5年度における業務委託契約に基づく支援業務の想定総業務量である10名分の業務量の80%以上)

指標 2

・ 当社の社員が従事する業務量のうちプロパー社員が従事する業務量

目標 2

- ・ 令和5年度：下記に示す1名分の業務量以上

< 令和3年度 支援業務と分野毎の業務量（名分） >

支援分類	業務名	必要職種	業務量 (名分)	従事者
アドバイザリー	配水場更新工事 (施工監理)	土木 (土木施設)	1	水道局職員
	受水場更新工事 (基本設計)			
	送水管改良工事 (施工監理)	土木 (大口径管路)	2	水道局職員 水道局職員
	配水幹線布設工事 (施工監理)			
	土木工事 仕様書作成			
受水場更新工事 (基本設計)	電気	1	当社社員（水道事業者退職者）	
長期計画	BCP・事故対応 マニュアル策定	土木 (計画)	1	水道局職員
			1	当社社員（水道事業者退職者）
監督支援	配水管工事設計 ・施工監理	土木 (中小口径管路)	2	水道局職員

< 令和4年度 支援業務と分野毎の業務量（名分） >

支援分類	業務名	必要職種	業務量 (名分)	従事者
アドバイザリー	配水場再構築 基本検討	土木 (土木施設)	1	水道局職員
	配水場更新工事 (施工監理)			
	送水管改良工事 (施工監理)	土木 (大口径管路)	1	水道局職員
	配水場再構築 基本検討	電気	2	当社社員（水道事業者退職者） 当社社員（水道事業者退職者）
	受水場更新工事 (詳細設計)			
	流量計等更新工事 (設計)			
	配水場再構築 基本検討	機械	1	当社社員（水道事業者退職者）
受水場更新工事 (詳細設計)				
監督支援	配水管工事設計 ・施工監理	土木 (中小口径管路)	2	当社社員（水道事業者退職者） 当社社員（水道事業者退職者）

< 令和5年度 支援業務と分野毎の業務量（名分） >

支援分類	業務名	必要職種	業務量（名分）	従事者
アドバイザー	配水場再構築 基本設計	土木 （土木施設）	2	水道局職員 水道局職員
	配水場更新 詳細設計			
	配水場更新工事 （施工監理）			
	配水場再構築 基本設計	電気	1	当社社員（水道事業者退職者）
	配水場更新 詳細設計			
	受水場更新工事 （施工監理）			
	受水電動弁更新 基礎検討	機械	2	当社社員（水道事業者退職者） 当社社員（水道事業者退職者）
	配水場再構築 基本設計			
	配水場更新 詳細設計			
	受水場更新工事 （施工監理）			
長期計画	危機管理マニュアル	化学	1	当社社員（水道事業者退職者）
監督支援	配水管工事設計 ・ 施工監理	土木 （中小口径管路）	3	当社社員（水道事業者退職者） 当社社員（水道事業者退職者） 当社社員（水道事業者退職者）

（目標の達成に向けた取組）

・ 令和4年度

既存の水道事業者退職者社員（電気・機械）に加え、令和4年度に新規採用した水道事業者退職者社員（土木及び電気）を支援業務に従事させることで、合計5名分の支援業務を実施する。

また、令和5年度の支援業務の実施に向けて、民間で設備工事等の施工監理の実務経歴があり施工管理技士資格等を有するプロパー社員（電気設備分野）の更なる教育訓練を行うことにより、支援業務に従事可能なレベルに引き上げる。

・ 令和5年度

令和4年度の採用者を含む既存の水道事業者退職者社員（土木・電気・機械・化学）を支援業務に従事させるとともに、令和4年度に支援業務に従事可能なレベルまで育成したプロパー社員（電気設備分野）1名を支援業務に従事させることにより、合計8名分の支援業務を実施する。

＜参考＞（中期目標における指標・目標）

指標：支援要請のあった他の水道事業者と本市との間で締結する業務委託契約に基づく
支援業務の業務量のうち外郭団体の社員が従事する業務量

目標：令和4年度：5名分の業務量以上（令和4年度における業務委託契約に基づく
支援業務の総業務量である7名分の業務量の70%以上）

令和5年度：7名分の業務量以上（令和5年度における業務委託契約に基づく
支援業務の想定総業務量である8名分の業務量の80%以上）

イ 研修事業

（中期計画における指標・目標）

指標 1

- ・他の水道事業者からの支援要請に応えるために大阪市が開設する21の職員向け研修講座のうち当社が社員を登録講師として派遣する講座数

目標 1

- ・令和4年度：19講座以上（支援要請に応えるために大阪市が開設する21講座の90%以上、21講座のうち「漏水調査（修繕）・管路保全研修」「配水管工事研修」を除く講座）
- ・令和5年度：21講座（支援要請に応えるために大阪市が開設する21講座の全て）

指標 2

- ・当社が社員を登録講師として派遣する講座数のうちプロパー社員が実施する講座数

目標 2

- ・令和4年度：1講座 「経理・経営分析研修」
- ・令和5年度：2講座 「経理・経営分析研修」「浄水管理研修（中級）」

研修講座	当社が担当する講座及び講師内訳 (○：水道事業者退職者社員、◇：プロパー社員)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1 新規勤務技術職員基礎 2 配水管工事設計 3 配水管工事施工管理 4 断通水・洗浄排水作業 5 浄水管理（初級） 6 シーケンス（初級） 7 受配電設備 8 計装設備 9 ポンプ設備（初級） 10 ポンプ設備（中級） 11 水質管理 12 水道技術基礎	○(14)	○(13)	○(12)
13 浄水管理研修（中級）			◇(2)
14 経理・経営分析		◇(1)	
15 給水装置の基準・給水装置工事 16 給水装置模擬設計 17 竣工検査模擬体験 18 給水装置の維持管理及び事故事例 19 シーケンス（中級）	— (水道局職員)	○(5)	○(7)
20 漏水調査（修繕）・管路保全 21 配水管工事		— (水道局職員)	
講座数	14	19	21
講師内訳 ○：水道事業者退職者社員 ◇：プロパー社員	14 0	18 1	19 2

(目標の達成に向けた取組)

- ・令和3年度は、14講座に登録講師を派遣。
- ・令和4年度

令和4年度に新規採用した水道事業者退職者社員（土木及び電気）を登録講師にすることなどにより、新たに「給水装置工事研修（4講座）」及び「シーケンス研修（中級）」を実施し、登録講師として派遣する研修講座数を19講座とする。

また、令和3年度に当社が実施した「経理・経営分析研修」において登録講師の指導のもと講義の一部を担ったプロパー社員を、令和4年度は登録講師とすることで、うち1講座をプロパー社員が実施する。

- ・令和5年度

日本水道協会主催の配水管布設の実技研修での講師実績を有する配水管工事関係の民間企業社員（2人）を、当社への講師派遣や水道事業者退職者の新規採用などにより確保し、水道局職員が講師を務める現在の実技研修を受講させたり、登録講師の補助を経験させるなどの取組により令和4年度から育成することで、令和5年度に登録講師に任命し、新たに「漏水調査（修繕）・管路保全研修」及び「配水管工事研修」を実施する。

また、令和3年度より当社が実施している「浄水管理研修（中級）」において講師補助を担っているプロパー社員を令和5年度に登録講師とすることで、プロパー社員が実施する講座を1講座追加する。

〔 <参考> (中期目標における指標・目標)

指標：他の水道事業者からの支援要請に応えるために本市が開設する21の職員向け研修講座のうち外郭団体の社員が登録講師となって派遣される講座数

目標： 令和4年度：19講座以上

(支援要請に応えるために本市が開設する21講座の90%以上)

令和5年度：21講座

(支援要請に応えるために本市が開設する21講座の全て)

〕

(2) 財務運営の実績に関する指標・目標

当社は、総費用に占める営業外支出の割合が低く、売上高や営業利益率を確保することで、安定的に純利益を確保し、将来にわたって安定的かつ継続的に3(1)の事業活動を行うための財政基盤が確保できることから、次のとおり指標・目標を設定する。

ア 収入の確保

指標：売上高

目標：令和3年度：15億円以上

令和4年度：17億円以上

令和5年度：18億円以上

イ 利益の確保

指標：営業利益率

目標：令和3年度：5%以上

令和4年度：5%以上

令和5年度：5%以上